

八代市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年8月28日（金）午後2時00分から午後2時39分

2. 開催場所 八代市役所仮設庁舎 東棟2階21号会議室

3. 出席委員（17人）

会長	1番	白石勝敏
	2番	中野敏憲
	3番	松本秀昭
	4番	萩本一浩
	5番	平野英明
	6番	光永信一
	7番	高野康喜
	8番	門田静子
	9番	中村道一
	10番	田口一廣
	11番	中村和人
	13番	杉本秀雄
職務代理者	14番	本田友治
	15番	吉永安圭美
	16番	萩本厚生
	18番	深田 智
	19番	寺田 浩

4. 欠席委員（1人）

職務代理者	17番	内田孝光
-------	-----	------

5. 出席推進委員（14人）

中面千代志
宮本貞義
渡邊康之
西田政彦

吉田寛実
中西芳裕
石田雄一
有村敏之
橋本一郎
林田孝介
宮崎 潔
島田弘美
村上寿啓
松田林一

6. 議事日程

- 第1 議案第26号 農地法第3条（委員会）について
- 第2 議案第27号 農地法第5条（知事）について
- 第3 議案第28号 農地法第5条事業計画変更申請について
- 第4 議案第29号 基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）について
- 第5 議案第30号 【中間管理権：基盤法】基盤強化法第19条による農地中間管理
権の取得（農用地利用集積計画の公告）について
- 第6 議案第31号 非農地証明願について

7. 農業委員会事務局職員

局長	泉 宜孝
局次長兼係長	山本康博
参事	橋本周斉
参事	泉 正裕
主事	桑野 直

8. 会議の概要

事務局長	<p>皆さん、こんにちは。定刻になりましたので、ただ今より、令和2年8月総会を開催致します。</p> <p>すみませんが、議事進行につきまして、着座で御説明致します。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大、八代でも感染の方がいらっしゃいますけども、そちらの拡大に伴いまして、今回も前回同様、国、県が示した新しい生活様式を用いまして、総会の開催に関し注意事項を申し上げます。</p> <p>御発言につきましては、会場内、そちらにありますけども、マイクスタンドがありますので、そちらで発言していただきます。</p> <p>総会時間の短縮や、議事録作成の観点から、簡潔明瞭で発言していただきます。</p> <p>以上、委員の皆様方には大変御不便をおかけしておりますけれども、御理解と御協力をお願い致します。</p> <p>それでは、ただ今から、8月の総会を開会したいと思います。</p> <p>本日は、内田委員から、欠席の連絡が入っております。</p> <p>本日の出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>それでは、会議規則の通り、会長に議長をお願いし、議事の進行をしていただきます。よろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>皆さん、こんにちは。局長の挨拶の中にもありましたように、新型コロナが、熊本県でも感染者が増えてきております。八代市においても感染者が増えております。農業委員並びに農地利用最適化推進委員の皆様方におかれましては、感染拡大しないように、十分留意していただきますことをお願い致しまして、挨拶を終わります。</p> <p>それでは、ただ今より、8月の農業委員会総会を始めます。</p> <p>最初に、本日の議事録署名委員を指名します。</p> <p>2番 中野敏憲委員、3番 松本秀昭委員をお願い致します。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議案書のとおり進行しますので、よろしく申し上げます。</p> <p>議案第26号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第26号農地法第3条第1項の規定による所有権移転の許可申請について、議案書1ページの通り付議致します。</p> <p>今月の所有権移転申請は、売買による取得が4件ありました。地目は田2, 080平方メートル、畑1, 896平方メートルです。内容につきましては、議案書記載どおりです。これらは、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。御審議方よろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員からお願いします。1番、鏡、お願いします。</p>
推進委員	<p>鏡の島田です。23日に現地確認に行きまして、譲渡人の〇〇さんと確認を一緒にしました。今、耕作されている〇〇さんの農地は、今、〇〇さんが耕作されていまして、そこを〇〇さんが譲りたいということで、〇〇さんが、購入したいということでした。〇〇さんは、後継者もいまして、農業で頑張っておられます。何ら問題ないと思います。御審議申し上げます。</p>
議 長	<p>2番、植柳・麦島、お願いします。</p>

推進委員 2番について御説明致します。昨日、中村委員と現地確認致しまして、何ら問題ないと思います。審議方よろしく申し上げます。

議長 3番、二見、お願いします。

5番 二見の平野です。23日に、推進委員の瀬本さんと譲受人の〇〇さんと、現地確認を行いました。何ら問題はないと思います。審議、よろしくお願い致します。

議長 4番、二見、お願いします。

5番 4番の案件も、23日に確認を行いました。購入される方も、3番と同じ方で何ら問題ないと思います。審議をよろしくお願い致します。

議長 以上の案件につきまして、皆さんから何か質問ございませんか。

(質問、意見なし)

議長 では、異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 挙手全員ということで、認めることと致します。よって、申請を許可致します。

議長 議案第27号農地法第5条の規定による許可申請について、御審議いただきますが、14番については、吉永委員が申請人の一人ですので、最初に審議したいと思います。八代市農業委員会規則第16条の規定により、この案件の審議が終わるまで、吉永委員の退席を求めます。

(吉永委員退席)

議長 では、最初に14番の説明を事務局にお願いします。

事務局 議案第27号農地法第5条の規定による許可申請について、議案書2ページから5ページのとおり付議致します。

今月の申請は、所有権移転が13件、使用貸借権が2件、合計の15件で、内容につきましては、議案書記載のとおりです。

5ページお願いします。

それでは、最初に、14番の案件についての農地転用許可の、立地基準について説明いたします。

申請地は、概ね10ヘクタール以上の、広がりのある区域内にある農地のため、第1種農地に区分されますが、集落に居住する者の、日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されること、また、土地選定の代替性についても検討済みであることから、不許可の例外規定に該当し、許可は可能と考えます。

次に、一般基準について説明致します。

農地転用の確実性や、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことなどから、一般基準についても、許可は可能と考えます。

それでは、御審議方よろしくお願い致します。

議 長 　　ただ今、事務局から説明がありました案件につきまして、担当委員から説明をお願いします。

1 4 番 　　鏡町の本田です。1 4 番について説明致します。
現在、〇〇に住んでいる〇〇〇〇〇さん、息子さんになりますが、子供の成長に伴い手狭になったということで、母親が所有している所有地に、住宅を建てたいとのことです。申請地は、実家の隣になりますし、将来的には、農地を管理していくにも適していると思われま。周辺は、東側には、〇〇さん所有の農地があり、西側には道路、南側は住宅が建っており、北側には排水路となっております。周りの農地に対して支障がないものと考えております。御審議のほど、よろしくお願い致します。

議 長 　　この件につきまして、皆さんから何か質問ございませんか。

（質問、意見なし）

議 長 　　では、異議がなければ挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長 　　挙手全員ということで、認めることと致します。
ここで吉永委員の退席を解きます。

（吉永委員着席）

議 長 　　それでは、審議を再開します。
議案書の1 4 番以外について、事務局より説明をお願いしますが、6 番、1 2 番の案件については、後になります事業計画変更と同一の案件ですので、そのときに一緒に審議をお願いしたいと思います。

事務局 　　それでは、改めまして、農地転用許可の立地基準について説明致します。
2 ページ、お願いします。
1 番の案件は、概ね1 0ヘクタール以上の、広がりのある区域内にある農地のため、第1 種農地に区分されますが、集落に居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されること、また、土地選定の代替性についても検討済みであることから、不許可の例外規定に該当し、許可は可能と考えます。なお、無断転用であったため、追認許可を得るための始末書が添付されております。
次に、2 番から3 ページお願いします。
3 ページの5 番及び7 番、8 番の案件は、用途地域内の農地であるため、第3 種農地に区分され、許可は可能と考えます。なお、2 ページ、4 番の案件は、無断転用であったため、追認許可を得るための始末書が添付されております。
また、3 ページの6 番の案件は、事業計画変更が同時申請されておりますので、あとの議案第2 8 号で説明致します。
4 ページお願いします。
次に、9 番の案件は、農業公共投資の対象となっていない、1 0ヘクタール未満の小集団の生産力の低い農地で、第2 種農地に区分されます。土地選定の代替性については検討済みであることから、許可は可能と考えます。

次に、10番の案件は、用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、許可は可能と考えます。

次に、11番の案件は、概ね10ヘクタール以上の、広がりのある区域内にある農地のため、第1種農地に区分されますが、集落に居住する者の、日常生活に必要な施設で、集落に接続して設置されること、また、土地選定の代替性についても検討済みであることから、不許可の例外規定に該当し、許可は可能と考えます。

次の12番の案件は、事業計画変更が同時申請されておりますので、後の議案第28号で説明致します。

5ページをお願いします。

次に、13番の案件は、農業公共投資の対象となっていない、10ヘクタール未満の、小集団の生産力の低い農地で、第2種農地に区分されます。既存の宅地を拡張するものであり、土地選定の代替地はなく、許可は可能と考えます。

最後に、15番の案件は、概ね10ヘクタール以上の、広がりのある区域内にある農地のため、第1種農地に区分されますが、集落に居住する者の、日常生活に必要な施設で、集落に接続して設置されること、また、土地選定の代替性についても検討済みであることから、不許可の例外規定に該当し、許可は可能と考えます。

次に、一般基準について説明致します。

農地転用の確実性や、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことなどから、全ての案件が許可は可能と考えます。

それでは、御審議方よろしくお願い致します。

議長

ただ今事務局から説明がありました案件につきまして、担当委員さんから説明をお願いします。

1番、郡築。郡築の推進委員さん3名とも、今日は何か予定が入って、出席できないということですので、私が代理で説明致します。

郡築校区の白石です。受付番号1番について説明します。

譲渡人と譲受人は祖母と孫の関係であります。申請地は、郡築の、通称バス通りと呼んでおります。このバス道路より上下△△メートルは、農振除外地となっております。申請地は実家の近くであります。実家には、後継者の父親が住んでおり、父と一緒に農業を営んでおります。譲受人は、現在アパートに住んでおられますが、子供の成長とともに手狭となり、この都度、譲渡人の土地を借りて住宅を建築することになりました。申請地は、北側に、譲受人のお兄さんの住宅があります。東側は、道路を挟んで農地です。南側も農地です。西側は譲渡人所有の農地であります。住宅を建築することで日照不足は生じないと思われます。担当委員として、周辺農地に問題は生じないと思われますので、よろしく御審議のほどをお願い致します。

2番、八千把、お願いします。

推進委員

八千把担当の中面です。2番から4番について説明します。

2番は、古閑中町の区画整理区域内の区画割りの造成地で、ここに個人住宅を建築しても、何ら問題がないと思ひます。

3番も、古閑中町の区画整理区域内の現況、水稻を耕作されている農地で、ここを○○○○○が買い受けて、6区画の分譲地にしたいといった申請になります。何ら問題ないと思ひます。

4番は、場所的には古閑中町の○○○○○○の△△△メートル西側に当たり、住宅の一部に他人名義の農地があったため、この農地を買い受けて宅地を拡張したいといった申請になります。何ら問題ないと思ひます。審議をお願いします。

議 長	13番、坂本、お願いします。
推進委員	坂本担当の林田です。25日、現地を中村委員さんと現地調査をしました。現地は、坂本のワイワイパークから東の方へ△△△メートル位行った位置になります。幅員約4メートルの公道に接面しております。その公道とは約1メートルの高低差、段差がありまして、その上部の方にあります。シソが栽培されており、この土地は、今年の7月、隣接する土地、坂本町の〇〇△△番と共に、〇〇〇〇さんから取得予定と、〇〇さんは、申請人は、言っております。何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。
議 長	15番、鏡、お願いします。
14番	鏡の本田です。15番について説明致します。 申請地は、八代市立文政小学校より南へ約△△△メートル、県道42号八代鏡線沿いになります。申請地の周りは、東側を県道、南側は〇〇施設がありまして、北側には、〇〇〇〇の駐車場になり、西側が農地となっています。周辺の農地に対する支障というのではないものと考えております。御審議のほどよろしくお願ひいたします。
議 長	以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。 (質問、意見なし)
議 長	では、異議がなければ挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	挙手全員ということで、認めることといたします。よって、申請を許可いたします。 議案第28号事業計画変更承認願ひについて、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第28号農地法第5条事業計画変更申請について、議案書6ページのとおり付議いたします。 この案件につきましては、1番は平成元年に、2番は令和元年に、農地法第5条において許可を受けたものです。同時に所有権移転の申請もあつておりますので、併せて説明いたします。 今月の申請は2件で、その内容は、議案書記載のとおりです。 1番の案件は、当初の転用目的は、貸家を建築するものでしたが、許可後、承継者に変更して、個人住宅を建築する内容となっています。 次に、2番の案件は、当初の転用目的は、宅地分譲地を販売するものでしたが、許可後、承継者に変更して、資材置き場及び駐車場として利用する内容となっています。 それでは、3ページお願ひ致します。 続いて、議案第27号農地法第5条の規定による許可申請について、議案書3ページ、6番、及び4ページ、12番のとおり付議致します。 最初に、立地基準について説明致します。 6番、12番の案件共に、用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分さ

通常800万円、また買入協議により農地中間管理機構に譲渡した場合には、最高1,500万円まで税金の特別控除を受けられるなど、優遇措置が取れますので、農地としての売買の相談があった場合には、事務局にお尋ねいただきますようお願いいたします。

来月9月の熊本県農業公社との農地の所有権移転は、9月10日木曜日を予定しています。現時点で、関係する地区は、鏡町北新地を予定しております。担当地区の委員さんには、農業公社との調整が出来次第、日程を連絡しますので、よろしくようお願い致します。

以上です。

議長

ただ今、事務局から説明がありましたが、皆さん何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

質問がなければ、これは農用地利用集積計画でございますので、原案どおり決定することと致します。

議案第30号農地中間管理機構等による農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第30号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地中間管理権の取得、農用地利用集積計画を、議案書79ページから90ページの通り付議致します。

今月の農地中間管理権の取得は、賃借権設定が15件、使用貸借権設定が9件で、面積は16万7,387平方メートルです。これら申請のあった案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件に該当すると判断されません。

議案30号の説明につきましては、以上です。

議長

ただ今、事務局から説明がありましたが、皆さん何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

質問がなければ、これは農地中間管理機構等による農地利用集積計画でございますので、原案どおり決定することと致します。

議案第31号非農地証明願について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第31号非農地証明願について、議案書91ページのとおり付議します。

今月の申請は2件で、その内容は議案書記載の通りです。1番と2番の案件は、山林であることの証明願です。申請地は、以前より山林でしたが、今般地目が畑であることが判明しました。現地は山林原野化して、山林の様相を呈しており、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に該当し、令和2年8月7日に宮地地区農業委員及び農地利用最適化推進委員による現地調査を行った結果、非農地と判断しているところです。御審議をお願い致します。

議長

ただ今、事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明をお願いします。1番、宮地。

10番	太田郷の田口です。先ほど事務局から説明がありましたとおり、7日に現地確認をしました。事務局の説明のとおりでございます。
議 長	2番もお願いします。
10番	場所は、古麓町の〇〇〇〇の展望所がございますけれども、この展望所の近くになります。そこは、既に山林化しておりまして、原状復旧するのが難しいということでございます。 以上です。
議 長	以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。 (質問、意見なし)
議 長	では、異議がなければ挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	挙手全員ということで、認めることと致します。農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないため、証明書を交付することに決定致します。 本日の予定の審議は全て終了しました。今月は、地目変更並びに農地法第18条第6項の規定による通知、合意解約の通知がありましたので、報告します。 これをもちまして、8月の八代市農業委員会を閉会致します。皆様、お疲れさまでした。

八代市農業委員会会議規則第19条第1項の規定により署名押印する。

令和2年8月28日

八代市農業委員会 会長 _____

八代市農業委員会 委員 _____

八代市農業委員会 委員 _____